

公害關係基準集

公害関係基準集

目 次

本書の利用にあたっての注意事項	6
-----------------------	---

環境基準等

大気関係

環境基本法	7
◎ 大気汚染に係る環境基準	7
◎ 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準	8
◎ 微小粒子状物質に係る環境基準	8
◎ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	8
◎ 有害大気汚染物質の指針値	8
ダイオキシン類対策特別措置法	9
◎ ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準	9
○ 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン(2,3,7,8-TeCDD)の毒性への換算表（参考）	9

水質関係

環境基本法	10
公共用水域の水質汚濁	10
◎ 水質汚濁に係る環境基準	10
○ 人の健康の保護に関する環境基準	10
○ 生活環境の保全に関する環境基準	11
1 河川	11
2 湖沼	13
3 海域（省略）	15
◎ 水質汚濁に係る環境基準の類型の指定水域（上田市）	16
○ 生活環境の保全に関する環境基準の類型の指定水域	16
1 河川	16
2 湖沼（省略）	16
3 海域（省略）	16
◎ 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値	17
○ 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	17
○ 生活環境の保全に関する要監視項目及び指針値	17
1 河川及び湖沼	17
2 海域（省略）	17
地下水の水質汚濁	18
◎ 地下水の水質汚濁に係る環境基準	18
◎ 地下水の水質汚濁に係る要監視項目及び指針値	19
ダイオキシン類対策特別措置法	20
◎ ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準	20
上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）	21
◎ 水質に係る環境基準	21
◎ 区分をあてはめる水域	21
■ 図 1 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定図	22

土壤関係

環境基本法	23
◎ 土壌汚染に係る環境基準	23
ダイオキシン類対策特別措置法	25
◎ ダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準	25

騒音関係

環境基本法	26
騒音	26
◎ 騒音に係る環境基準	26
◎ 騒音に係る環境基準の類型の指定地域（上田市）	28
航空機騒音（省略）	29
新幹線鉄道騒音	30
◎ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	30
◎ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の指定地域（上田市）	31
■ 図 2-1～2-4 騒音に係る環境基準の地域類型指定図	32
■ 図 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定図	36

規制基準等

大気関係

大気汚染防止法	37
ばい煙	37
◎ ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1）	37
◎ ばい煙の排出基準	39
○ 硫黄酸化物の排出基準	39
○ ばいじんの排出基準	40
○ 有害物質の排出基準（カドミウム等）	44
○ 有害物質の排出基準（窒素酸化物）	45
◎ ばい煙量等の測定頻度	50
揮発性有機化合物	51
◎ 挥発性有機化合物排出施設及び排出基準	51
一般粉じん	52
◎ 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 2）及び構造・使用・管理基準	52
特定粉じん（石綿）発生施設	53
◎ 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2）及び敷地境界基準	53
特定粉じん（石綿）排出等作業	54
◎ 特定粉じん排出等作業	54
1 特定建築材料	54
2 特定粉じん排出等作業	54
◎ 作業基準	55
有害大気汚染物質	56
◎ 指定物質排出基準及び指定物質抑制基準	56
○ ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	56
○ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準	56

ダイオキシン類対策特別措置法	57
◎ 特定施設（施行令別表第1：大気基準適用施設）及び大気排出基準	57
スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律	58
◎ 規制	58
◎ 指定地域（上田市）	58
◎ 除外規定	58
1 道路	58
2 自動車	58
公害の防止に関する条例（県条例）	59
ばい煙	59
◎ ばい煙発生施設及び規制基準	59
粉じん	59
◎ 粉じん発生施設及び管理基準	59
上田市公害防止条例（平成22年4月1日施行）	60
◎ 粉じんに係る特定施設	60
◎ 粉じんに係る規制基準	60

水質関係

水質汚濁防止法	61
◎ 特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第1）	61
◎ 排水基準	70
○ 一律排水基準	70
1 健康項目	70
2 健康項目（暫定排水基準）	71
3 生活環境項目	73
4 窒素含有量又は燐含有量の排水基準に係る湖沼（上田市）	73
5 生活環境項目（暫定排水基準）	74
○ 上乗せ排水基準（長野県）	75
1 健康項目（上乗せ排水基準）	75
2 生活環境項目（上乗せ排水基準）	75
◎ 特定地下浸透水の浸透の制限	77
湖沼水質保全特別措置法（省略）	78
ダイオキシン類対策特別措置法	79
◎ 特定施設（施行令別表第2：水質基準対象施設）及び水質排出基準	79
公害の防止に関する条例（県条例）	81
◎ 特定施設	81
◎ 排出水に係る規制基準	81
上田市公害防止条例（平成22年4月1日施行）	82
◎ 汚水又は廃液に係る特定施設	82
◎ 汚水又は廃液に係る規制基準	82

土壤関係

土壤汚染対策法	83
◎ 指定区域の指定基準	83
農用地の土壤の污染防治等に関する法律	84
◎ 対策地域指定要件	84
農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準（参考）	84
◎ 管理基準	84

騒音関係

騒音規制法	85
特定工場等に関する規制	85
◎ 特定施設	85
◎ 規制基準	86
◎ 騒音規制法第3条第1項の規定による規制地域（上田市）	87
特定建設作業に関する規制	88
◎ 特定建設作業	88
◎ 規制基準	88
◎ 規制地域	89
自動車騒音に係る許容限度	90
◎ 自動車騒音の要請限度	90
◎ 指定区域（上田市）	91
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	92
◎ 風俗営業	92
◎ 風俗営業に係る騒音の規制	92
公害の防止に関する条例（県条例）	93
深夜営業騒音に関する規制	93
◎ 規制対象	93
◎ 規制基準等	93
◎ 地域の指定（上田市）	93
商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱（県告示）	94
◎ 拡声機の使用基準等	94
拡声機による暴騒音の規制に関する条例（県条例）	95
◎ 拡声機による暴騒音の規制基準	95
上田市公害防止条例（平成22年4月1日施行）	96
特定工場等に関する規制	96
◎ 騒音に係る特定施設	96
◎ 騒音に係る規制基準（特定施設）	97
特定行為に関する規制	98
◎ 騒音に係る特定行為	98
◎ 騒音に係る規制基準（特定行為）	98
○ 特定建設作業の規制基準	98
○ 特定建設作業の規制地域	99
○ 害鳥威嚇用爆音機を使用する作業の規制基準	99
拡声機の使用等に関する規制	100
◎ 拡声機の使用基準	100
■ 図4-1～4-3 騒音規制法第3条第1項に係る地域の指定図（特定工場等、特定建設作業）	101
■ 図5-1～5-3 騒音規制法第17条第1項に係る地域の指定図（自動車）	104

振動関係

振動規制法	107
特定工場等に関する規制	107
◎ 特定施設	107
◎ 規制基準	108
◎ 振動規制法第3条第1項の規定による規制地域（上田市）	109
特定建設作業に関する規制	110
◎ 特定建設作業	110

◎ 規制基準	111
◎ 規制地域	112
道路交通振動に係る許容限度	113
◎ 道路交通振動の要請限度	113
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	114
◎ 風俗営業	114
◎ 風俗営業に係る振動の規制	114
■ 図 6-1,6-2 振動規制法第3条第1項に係る地域の指定図	115

悪臭関係

悪臭防止法	117
◎ 規制対象	117
◎ 物質濃度規制	117
○ 規制基準	117
1 敷地境界線の地表における規制基準（第1号規制基準）	117
2 気体排出施設の排出口における規制基準（第2号規制基準）	118
3 排出水に係る規制基準（第3号規制基準）	118
○ 規制地域（上田市）	118
◎ 臭気指数規制（省略）	118
上田市公害防止条例（平成22年4月1日施行）	119
◎ 悪臭に係る特定施設	119
◎ 悪臭に係る規制基準	119
■ 図 7-1,7-2 悪臭防止法第3条に係る地域の指定図	120

公害防止組織

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	122
◎ 特定事業者	122
◎ 選任基準等	122
1 公害防止統括者を選任すべき特定工場	122
2 公害防止主任管理者を選任すべき特定工場	122
3 公害防止管理者を選任すべき特定工場及び政令で定める施設の基準	123
公害防止に関する諸届の一覧表	127

本書の利用にあたっての注意事項

本書は、特別に記載があるものを除き、平成 29 年 3 月 31 日現在の情報を掲載しています。

本書中の法令番号等に付記された年月日は、当該法令の公布等の年月日であり施行日ではありません。

本書に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、法令等に掲載されている内容と異なる場合はそれらが優先します。